

●こんなときは、どのような手続きが必要になるの？

1. 転入・転出・燕市及び弥彦村内で移動（引越し）されるとき
2. ハウスや畑用などの水道のご使用を開始又は中止されるとき
3. 契約者（使用者）が亡くなったことにより、お名前を変更されるとき

水道局にお問い合わせください（TEL：0256-77-9400）

【お問い合わせいただく際の注意点】

- ・移動（引越し）やご使用の開始・中止のお申し込みは、3～4日前までをお願いします。
なお、平日（祝祭日を除く）の業務時間内のお取扱いとなります。
- ・電話のかけ間違いが多くなっておりますのでお問い合わせの際は、いま一度、番号をお確かめください。



以下の内容をお聞きいたします



1. 転入・転出・燕市及び弥彦村内の移動（引越し）されるとき

他市区町村から燕市及び弥彦村に 転入される場合 使用の開始（開栓（かいせん））	燕市、弥彦村から他市区町村へ 転出される場合 使用の中止（閉栓（へいせん））
①ご使用を開始する日時 ②ご使用を開始する場所の住所 ③ご契約者（使用者）のお名前 ④ご契約者（使用者）の電話・連絡先 ⑤水道料金のお支払い方法（口座振替や請求書（料金納入通知書）の送付先など） ⑥ご連絡者のお名前	①お客様番号（分かればお願いします）※ ②ご使用を中止する日時 ③ご使用を中止する場所の住所 ④ご契約者（使用者）のお名前 ⑤ご契約者（使用者）の転出先住所及び電話連絡先 ⑥水道料金の精算方法（口座振替や請求書（料金納入通知書）の送付先など） ⑦ご連絡者のお名前

燕市及び弥彦村内の移動（引越し）の場合は、使用開始及び使用中止の両方の手続き（連絡）が必要になります。

2. ハウスや畑用などの水道のご使用を開始又は中止されるとき

ご使用になる場合 使用の開始（開栓（かいせん））	ご使用をやめられる場合 使用の中止（閉栓（へいせん））
①お客様番号（分かればお願いします）※ ②ご使用を開始する日時 ③ご使用を開始する場所（所在地） ④ご契約者（使用者）のお名前 ⑤ご契約者（使用者）の電話・連絡先 ⑥ご連絡者のお名前	①お客様番号（分かればお願いします）※ ②ご使用を中止する日時 ③ご使用を中止する場所（所在地） ④ご契約者（使用者）のお名前 ⑤ご契約者（使用者）の電話・連絡先 ⑥ご連絡者のお名前

3. ご契約者（使用者）が亡くなったことにより、お名前を変更されるとき

契約（使用）場所のお名前を変更されたい場合
①お客様番号（分かればお願いします）※ ②ご契約者（使用者）を変更する場所（所在地） ③新・旧契約者（使用者）のお名前 ④水道料金のお支払い方法（口座振替の変更手続きや請求書（料金納入通知書）の送付先など） ⑤ご連絡者のお名前

※お客様番号は、「水道・下水道 使用量・料金等のお知らせ」又は、「上下水道料金納入通知書」に印字されています。

【例】 0 - 1 2 3 4 5 6 7 8 9

※使用の中止（閉栓）の場合、ご連絡をいたしませんと水道を使用しなくても基本料金の請求となりますのでご注意ください。